

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

ページ

○行政書士法施行細則の一部を改正する規則 (市町村課) 一  
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子育て支援課) 一

## 告 示

○救急医療機関の認定 (医療整備課) 一  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 ( ) 二  
○県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 二  
○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 二  
○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (大河原地方振興事務所) 二

## 選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定の取消しについて 三  
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成二十四年分) 三

## 規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十六年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和二十六年宮城県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一項中「第十七条の二第二項第五号」を「第十七条の二第二項第六号」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十六年十二月二十七日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十一号

## 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和五十九年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第一備考2(3)中「附則第12条」の下に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び附則第60条第1項」を加え、同表備考5(2)中「第17条」や「第17条第1項」に改める「扶養しているもの」の下に「又は同法第31条の7第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」を加える。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
2 改正後の児童福祉法施行細則の規定は、平成二十六年十月分の費用の徴収額から適用し、同年九月分までの費用の徴収額については、なお従前の例による。

## 告 示

○宮城県告示第十二十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十六年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限

公立加美病院	加美郡色麻町四竜字杉成九	平成二十六年十二月十三日	平成二十九年十二月十二日
--------	--------------	--------------	--------------

○宮城県告示第十二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一九〇〇一一一	和泉介護サービス多賀城市高橋四丁目十番十二号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	株式会社和泉介護サービス	平成二十六年十二月一日

○宮城県告示第十二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十六年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一一〇〇一九一	いんすばいあ岩沼市中央一丁目二番十三号一F南	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	株式会社日本社会福祉総合研究所	平成二十六年十月三十一日

○宮城県告示第十二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業飯島地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二

第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年十二月十六日から平成二十七年一月二十二日まで

三 縦覧場所

登米市役所

○宮城県告示第二十四号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称

種類 石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十二月十六日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名

二 退任した者

平成二十六年十一月十七日	跡邊 信吉	柴田郡大河原町堤字南岸百二十四番地	理事
平成二十六年十一月十七日	鈴木 隆一	柴田郡大河原町金ヶ瀬字町百七十八番地	理事
平成二十六年十一月十七日	高橋 武	柴田郡大河原町字三十八番地	理事
平成二十六年十一月十七日	加藤 勇治郎	柴田郡大河原町字八乙女四十八番地	理事
平成二十六年十一月十八日	平間 栄	刈田郡蔵王町大字矢附字谷地七十八番地二	監事
平成二十六年十一月十八日	吉野 文雄	柴田郡村田町大字沼辺字館六番地一	監事
平成二十六年十一月十八日	吾妻 敬一	柴田郡大河原町字西浦四十八番地一	監事
平成二十六年十一月十八日	平間 久義	刈田郡蔵王町大字矢附字東山二十四番地一	理事
平成二十六年十一月十八日	福田 隆郎	刈田郡蔵王町大字田田字棚村道上五番地一	理事
平成二十六年十一月十八日	武田 正志	刈田郡蔵王町宮字松原入三十六番地	理事
平成二十六年十一月十八日	太田 俊二	柴田郡村田町大字沼辺字鹿野二七十三番地	理事
平成二十六年十一月十八日	大友 孝	柴田郡村田町大字沼辺字千萱二十四番地一	理事
平成二十六年十一月十八日	鈴木 孝雄	柴田郡大河原町字広表十三番地十二	理事
平成二十六年十一月十八日	山田 源一	柴田郡大河原町金ヶ瀬字新開九十番地	理事
平成二十六年十一月十八日	跡邊 信吉	柴田郡大河原町堤字南岸百二十四番地	理事
平成二十六年十一月十八日	鈴木 隆一	柴田郡大河原町金ヶ瀬字町百七十八番地	理事
平成二十六年十一月十八日	高橋 武	柴田郡大河原町字三十八番地	理事
平成二十六年十一月十八日	加藤 勇治郎	柴田郡大河原町字八乙女四十八番地	理事

選挙管理委員会

平成二十六年十一月十七日	富川 一男	柴田郡大河原町金ヶ瀬字新開六十三番地	理事
平成二十六年十一月十七日	鈴木 孝雄	柴田郡大河原町字広表十三番地十二	理事
平成二十六年十一月十七日	太田 俊二	柴田郡村田町大字沼辺字鹿野二七十三番地	理事
平成二十六年十一月十七日	武田 正志	刈田郡蔵王町宮字松原入三十六番地	理事
平成二十六年十一月十七日	福田 隆郎	刈田郡蔵王町大字田田字棚村道上五番地一	理事
平成二十六年十一月十七日	平間 久義	刈田郡蔵王町大字矢附字東山二十四番地一	理事
平成二十六年十一月十七日	吾妻 敬一	柴田郡大河原町字西浦四十八番地一	監事
平成二十六年十一月十七日	岡崎 進	柴田郡村田町大字沼辺字奇井二十七番地一	監事
平成二十六年十一月十七日	平間 栄	刈田郡蔵王町大字矢附字谷地七十八番地二	監事

○宮選管告示第百四十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地 光輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一石巻市立病院の項を削る。

別表第二特別養護老人ホーム潮音荘の項を削る。

附則

この告示は、平成二十六年十二月十六日から施行する。

○宮選管告示第百四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十四年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十五年宮選管

告示第百四十一号の一部を次のとおり改める。

平成二十六年十二月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部の平成二十四年分収支報告書の要旨の

3 本年収入の内訳中

「愛知治郎サマーメンバー」 5,900,000円」を「愛知治郎サマーメンバー 5,525,000円」に改め、

「愛知治郎サマーメンバー」 5,525,000円」の次の行に、

「メンバー大会参加費 190,000円」

「ポイント大会参加費 185,000円」を加える。